

奈良市民だより

明るい市民生活を築くために 正しい地方政治を 公明選挙で

4月17日(水) 県議会議員選挙
4月30日(火) 市長選挙
市議会議員選挙

地方政治と市民生活のつながり、わたくしたちの日常生活は……朝起きたときから夜寝るまで——いや夜中に眠っている間でも、絶えず地方政治と密接なつながりをもっています。

学校や住宅が建てられたり、道路や橋が改修されるのも、塵芥の処理やし尿の汲取りも、或は害虫の駆除や伝染病の予防、消毒なども、数えててみるとあらゆる方面で地方政治の良否がわたくしたちの日常生活を明るくもし、暗くもいたします。この政治を行なうものがわたくしたちが選挙した代表者です。

自分達の生活が向上するか、低下するかは大いに選挙によってきまると言えます。

ここに民主政治すなわち住民の絶意を反映する政治の意義があります。これから選挙にはあくまで公明選挙を推進して立派な地方政治の基礎を作らなければなりません。

地方選挙の

重要さと選び方

わたくしたちの県政や市政は私たちの選んだ代表者によって運営されます。これが地方自治の姿です。

近く行なわれる奈良県議会議員選挙、奈良市長選挙、奈良市議会議員選挙はそれぞれ今後4年の長い期間にわたって県政や市政を委任する代表者をきめる大切な選挙です。

義理があるから、ご馳走になったから、金や物をもらったから……などということで投票してはなりません。

一票でも多くほしいという候補者の溺れる者にも似た弱身につけこんで寄附をさせたり、ご馳走をねだったりすることは、大切な選挙をあまり、政治を暗いものにいたしません。

明るい立派な社会をつくるために私達は自分自身の判断で、ほんとうにこの人ならと心から信頼できる人を選びましょう。

だれにも出来る 選挙運動と選挙違反の実例

○戸別訪問

選挙運動のために一戸一戸訪ねまわることは戸別訪問として禁止されています。家庭ばかりではなく会社、工場などを訪ねることもいけないし各戸を訪問する積りで一戸だけ訪ねてもやはり戸別訪問になります。

電話を使って「〇〇さんに投票して下さい」と各戸に電話することや道路とか電車、バスなどの中でたまたま出会った知人などに投票を依頼することは違反にはなりません。

△違反の実例

・選挙運動用のポスターをはる承諾を求めるなどを口実にして運動員が戸別訪問した。
・運動員が署名運動のために各戸を訪れた。
・幾人の運動員が手分けをして一人が一戸だけ訪問することをつづけた。

・訪問先の家の中へははいらないが、その都度門前に呼び出して投票を依頼した。

○飲食物の提供

だれでも選挙運動に関して飲食物をふるまつてはならないことになっています。従って陣中見舞として酒食を贈ることも許されません。ただし湯茶とか茶うけ程度の菓子は差支えありません。

選挙事務所で運動員に出す弁当についても一定の制限内で認められています。

△違反の実例

・通行人を選挙事務所に呼び入れて酒肴をふるまつた。

○文書の配布

選挙運動のためくばることでできるのは選挙運動用はがき(県会、市長5000枚、市会1200枚)だけです。

このはがきは候補者からもって友人や知人に推せん状を出すこともできます。しかしこのはがきは必ず集配郵便局へ差出されなければなりません。道路などで直接選挙人に手渡すことはできません。

△違反の実例

・候補者を支持する組合の機関紙を号外の名目で多数配った。
・自分の友人知人などに投票依頼の手紙を出した。

○文書などの掲示

選挙運動のために掲示できるポスターは選挙管理委員会の印があるポスターだけあります。

△違反の実例

・候補者の氏名、政見をかいだ看板を街頭にたてた。
・選挙運動用ポスターを公共建物にはった。

○文書の回覧

選挙運動のため文書を多数の者に回覧することは禁じられています。

△違反の実例

・選挙用のハガキ、ポスターなどを回覧板にして廻した。
・選挙運動用ポスターを動くものにはったり、一枚のポスターを

昭和38年4月5日印刷
昭和38年4月10日発行

奈良市民だより

(第75号)

発行所 奈良市役所
編集兼発行人 秘書課長 宮武一二三
印刷所 共同印刷工業株式会社

奈良市の人口

(昭和38年3月末)
世帯数 35,365
人口 141,568
(男68,348 女73,220)

奈良市選挙管理委員会

事務局に臨時電話(直通)を増設しました

選挙事務がいそがしくなりましたので奈良市選管事務局に次の直通電話を備えました。
電話番号②0550番 4月2日から末⑤0582番 4月20日まで

まい庶上候補者があいさつをした。

・部落会、町内会、同好会、後援会の会合で酒肴をもってあいさつに出、投票を依頼した。
・タバコを知人にくばり、その中に金を入れていた。

○車上の選挙運動

動いている自動車の上から選挙運動をすることは禁じられています。「〇〇がご挨拶にまいりました」「〇〇でございます」などと言うことも動いている車上ではできません。

記号式投票を実施します

昭和37年5月公職選挙法の改正によりまして地方公共団体の長の選挙の投票(点字投票及び不在者投票を除く)に限りその地方公共団体の条例の定めるところによって記号式投票の方式を採用することができるようになりました。奈良市では去る3月の定例市会でその条例を制定し、来る4月30日の市長選挙の投票はこの方法によることになりました。

記号式投票と言いますのは投票用紙に記載してある候補者氏名の上欄に〇の印だけを記する投票方法であります。奈良市では更に無効投票を減らすために投票所記載台にゴム印を用意して、それを捺せばよい簡単な方法をとることにいたしております。

行政苦情の相談は気軽

く協力委員に

國の役所や、國に代って県市町村が行なっております仕事に納得のゆかないことがあつたり、不当なやり方だと思われる具体的な問題や更に改善を必要とすると考えられる事柄について一般の方々からの苦情はいつでも行政苦情相談協力委員がその申出を受けて、ご相談あっせんをいたします。

この苦情相談は無料であります。申出は書面や電話でも差支えありません。

この協力委員は行政管理庁から発令されるもので奈良市では次の方々が4月1日から明年3月末までの間、昨年に引続いて協力委員を委嘱されました。

・下御門町21 白井 明
③ 3387
④ 4487
・中院町8 信貴 順治
③ 8100
④ 6448 (勤務先・市町村会館)

公明選挙都市宣言

選挙は民主政治の基礎であり、民主政治の健全な発展のためには、選挙が公明かつ適正に行なわれなければならない。

来る4月には県議、市議、市長選が相ついで行なわれる所以、この時にあたり選挙界から選挙違反を追放し公明選挙を実現することにより、民主地方政府を確立しなければならない。

よって本市議会の決議をもって、公明選挙都市たらんことを宣言し、市民のすべての希望と熱意を結集してこれが実現に努力する。

昭和38年3月15日

奈良市議会

去る3月15日奈良市議会は本会議再開のはじめに当て全員一致で上記のように公明選挙都市宣言を可決しました。

奈良市は今回の統一地方選挙即ち県議会議員、市長、市議会議員選挙を手始めに、7月執行予定の農業委員会委員選にも、更に将来ながくどの選挙も公明にする決意を宣言したのであります。

候補者も選挙運動員も、一般選挙人もこの宣言に恥じない清い、正しい立派な選挙をして下さい。

補充選挙人名簿の

登録申請は

4月17日行なわれる県議会議員選挙に際しての補充選挙人名簿の登録申請は4月7日で受付を終りましたが、次に4月30日執行の市長選挙及び市議会議員選挙に際して4月23日現在で調製する補充選挙人名簿については次の通り登録申請をして下さい。

●登録資格

△既存の選挙人名簿にのっていないもの(登録もれで投票所入場券のとどかない人など)
△昭和38年4月24日以前に生れ

たもの。

△昭和38年1月23日以前から奈良市に引続き居住しているもの

△欠格事項(犯罪等)に該当しないもの

●申請期間

4月23日、24日(2日間)午前8時30分から午後5時まで

●申請場所

奈良市選挙管理委員会事務局
(奈良市役所三階)
同 事務局分室(各出張所)

簡易で低利な

公益質屋

奈良市公益質屋では気軽にご利用していただくようにお待ちしております。

△貸付金額 一世帯5,000円以内

△利子 月3分

△取扱時間 午前8時30分～午後5時
但し日曜、祝日は休み、土曜は午後〇時30分まで

質物と米穀通帳又は国民健康保険証と印鑑をお持ち下さい。

奈良市公益質屋
(中院町16番地 電話②7053)

公明選挙宣言都市です みんなそろって よい投票に總参加を

昭和38年度分の個人市民税・県民税について

個人の県市民税については昨年度分から申告書を提出していただく制度に改まりまして、本年も去る3月1日から20日までの間にその提出を願いましたが、給与所得のみの所得者は勤務先からの報告によりますので申告書を提出する必要はありません。その他の方はすべて提出していただることになっております。

申告書を提出しない場合は扶養控除その他の諸控除が認められることになり、納税者にとっては大変不利となることは既にご承知のとおりであります。

さてそうした資料に基きまして本年度の県市民税を算出決定いたすのでありますが、ここにその概略につき、又市民税の減税につきまして説明いたしましてご参考に供したいと思います。

▲市民税の算定はどのようになっているか

(1) 課税の方式は
所得割については地方税法第314条の2に定める「本文方式」によることが原則として全国的に統一されておりまして、奈良市におきましてもこの方式によっております。

この方式では総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から諸控除を差引いた残りの金額を課税標準といたします。

ただし財政上特別の事情のある市町村では「但し書方式」というのを採用することができることになっておりまして、これによりますと、控除が基礎控除だけにとどまり、従って税負担は重くなります。

県内では奈良市をのぞいた他の七市ではいづれもこの「但し書方式」によっております。

(2) 税率については

所得割の税率については超過累進税率によることに規定されております。即ち課税所得金額の多寡に応じて順次に累進的に税の負担を求めることがされておるのであります。

奈良市では所得割の課税方式をさきに述べたように「本文方式」をとっていますので扶養家族の多い人ほど税負担が軽くなり、又高額所得者になるほど適用税率が高くなります。

(3) 所得割の減税

昭和37年度分におきましても減税を行ないましたが、昭和38年度におきましては更に負担の軽減をはかり税率を引下げることになります。

ました。
税率は次のとおりであります。

課税所得段階	昭和37年度分	昭和38年度分
3万円以下の金額	2.5	2
3万円をこえる金額	3.5	3
5万円をこえる金額	4.5	4
10万円をこえる金額	5.5	5
15万円をこえる金額	6.5	6
20万円をこえる金額	7.5	7
50万円をこえる金額	8.5	8
100万円をこえる金額	9.5	9
150万円をこえる金額	10.5	10
	100	100

この表で示しますように所得段階区分は変りませんが、各段階とも一率に $\frac{0.5}{100}$ 税率の引下げを行なっております。

ただし山林所得につきましては一時的な所得でありますので、その金額の5分の1にこの税率をかけて得た額を更に5倍して所得割額を算出して累進緩和の措置が講ぜられています。

よく減税をしたと言われているのに前年と比べて余り低くなっていると不平をもらされる方があります。所得がふえているのを忘れておられる場合が多いので、現金が僅かしか上っていないのも、前年とさし

て変わりないのも減税をした結果による場合が多いのであります。

個々の例をとってみまして、所得の増加しておられる程度によりまして、税率は引下げましても税負担が昨年より高くなっている方もあります。しかし若し昨年通りの税率でありましたなれば勿論更に一層高額の税率がかかるといったことを思い合わせて下されば結構と思います。いづれにしましてもこの $\frac{0.5}{100}$ の減税は所得伸長の推移、所得階層の比重、財政需要の面を考慮いたしまして許される範囲においての最大限の税率引下げを行なったわけあります。

× × ×

「大阪の市民税は安いが奈良はどうして高いのか」とよく不満の声を聞きますが、本市のような消費都市の性格をもった市と、大企業や高額所得層の多い京阪神地区の諸都市とは根本的に財源に格差があり、しかも奈良市は財政再建団体としてその途上にありますので、今直ちに大都市なみの税負担にすることは至難であります。

しかしながら出来得る限り早急に税負担の軽減を図るよう常に努力している次第であります。

▲県民税について

(1) 課税方式

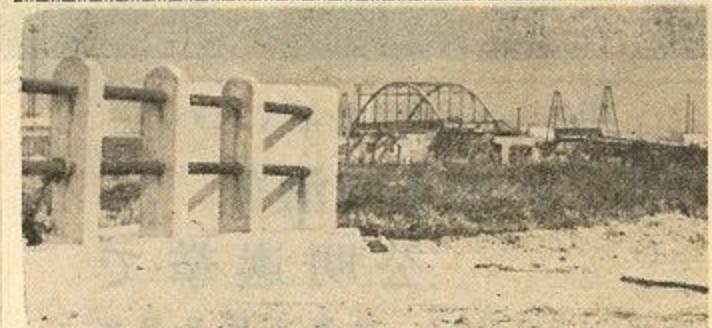
市民税の場合と同様であります。全国どの府県でも同じ課税方式を採用しなければならないことと定められております。課税所得金額の算出方法も市民税の場合と同じであります。

(2) 所得割の税率と適用区分
昨年と同様であります。税率の引下げは行なわれておりません。又超

過累進税率によっています。

課税所得金額	税率
150万円以下の金額	2
150万円をこえる金額	4

(1) 所得割の納税義務者が障害者、寡婦、老年者、勤労学生に該当する場合、又は納税義務者が障害者である扶養親族を有している場合は県市民税とともにその所得割額からそれぞれ1,000円の税額控除を行なっております。



阪奈道路取付工事（大森～尼辻線）の陸橋が近く完成します

開通は5月中旬の予定

阪奈道路から奈良市街に通ずる関門とも言うべき所に国鉄奈良駅北側の踏切りがあります。三条通りに通じるこの道路は市内でも最も交通量の多い所で、昨年4月の調査では四輪自動車だけで1日平均6500台にのぼっています。しかも踏切の遮断は単に列車の通過を待つばかりではなく機車のための貨車の入れ替えなどで長時間にわたって行きつ戻りつ繰り返し行なわれる所以、その混雑はまことに言葉に尽せません。

そうした交通難を緩和し、その円滑を計るために何らかの措置を講じなければならぬことは多年にわたる懸案であります。

今大森町附近で国鉄関西本線、桜井線をまたぐ陸橋の架設工事が進められておりますが、三条通りを避けて大森町へ結ぶこのバイパスが開通するのは5月中旬と予定されています。

(2) 所得税の一部を県市民税に委譲したことにより負担調整においては県民税では扶養親族、配偶者、白色事業専従者についてそれぞれ240円、又青色事業専従者については480円を税額控除しております。

(3) 一般配当所得に対する市民税では配当所得の $\frac{3}{100}$ (昨年は $\frac{4}{100}$) 、県民税では $\frac{1.2}{100}$ (昨年は $\frac{1.6}{100}$) の税額控除が行なわれます。

又投資信託の利益の配当等に対しては市民税ではその $\frac{1.5}{100}$ (昨年は $\frac{2}{100}$) 県民税では $\frac{0.6}{100}$ (昨年は $\frac{0.8}{100}$) の税額控除が行なわれます。

▲ 均等割について
昨年同様であります。市民税は400円、県民税は100円であります

昭和38年度分の県市民税の課税の概要並びに減税と負担税がどのようになっているか、概略説明申し上げました。

市政が益々進歩発展いたしますには、市民各位の税政に対する深いご理解とご協力によらなくてはその成果を取ることはできないのであります。更に一層皆様のお力添えによりまして名実ともに国際文化観光都市として、住みよい美しい奈良市の将来の繁栄を期待いたしたいものであります。



すんだかと孫もたずねる投票日
馬場のぼる

候補者にムリを言わない運動にご協力を

▲賞

- ・特賞 1点
奈良市静美会長賞
賞金 2万円
ナショナル賞
(パナトニック・トランジスタ
ラジオ)
- ・金賞 2点
奈良県知事賞
奈良県警本部長賞
各賞金 1万円
ナショナル賞
(電動船釣り)
さくらフィルム賞 (コニカL)
- ・銀賞 2点
奈良市長賞
銀賞 2点
奈良市長賞

奈良を静かに美しくする運動を推進するための

写真募集締切迫る

▲ 図題 静かな奈良の美しい風物・風俗・交通状況など……この運動の推進にふさわしいもの

- 奈良警察署長賞
各賞金5千円
ナショナル賞 (乾電池時計)
さくらフィルム賞
銅賞 10点
朝日新聞社賞
毎日新聞社賞
読売新聞社賞
産業経済新聞社賞

- 中部日本新聞社賞
日本経済新聞社賞
共同通信社賞
時事通信社賞
大和タイムス社賞
N.H.K賞
各ナショナル賞
(螢光灯スタンド)
さくらフィルム賞
ミノルタカメラ賞

- 入賞 30点
賞状及記念品
ナショナル賞
さくらフィルム賞
▲締切 昭和38年5月31日
▲送付先
奈良市税務部企画財政課内
奈良市静美会事務局
(奈良市東寺林町)

奈良警察署交通課
(奈良市三条通り)

▲ 応募上の注意

- (1) サイズは黑白4ヶ切、枚数制限なし。
- (2) 作品には住所、氏名、年令、データを記入のこと。
- (3) 応募作品は未発表のもの、又返却はしない。
- (4) 入選作品の版権は主催者に属しますから原版の提出を求めます。
- (5) 感光材料はさくら製品を使って下さい。
- (6) 銅賞以上の入賞作品は1人1賞とします。